参集所を出門せられる。 参集所を出門せられる。 参集所を出門せられる。

列立するや、奉遷使、主典の前に進み、宮掌、太玉串を主 の前後を護して進行し、奉遷使以下、 次に、宮掌二員、進みて、太玉串案を、御門下東西に設け 正宮(風日祈宮)御門前に着せらる、次に祭主以下、太玉串 典に傳へ、奉遷使は拍手し、 て御鹽を灑ぎ奉る。次に、奉遷使以下參進、玉串行事所に 階下(瑞垣御門前)の版に進み、祝詞を奏し畢りて復座ある に進め、諸員御門内に參入、版に着く (版とは石疊に) 奉遷使 宮司の前に蹲踞し、御鑰の御封を開く由を申し、之を宮司 各太玉串を貸し畢りて復座すれば、主典、御鑰を捧げて、 を執り、御門前に着す。 座し、次に、主典二員昇階、殿内、及大床に燈を點し、 宮掌一員進みて、大麻を以て之を清め、 正權宮司昇階、御扉を開き、 儀仗兵、第一鳥居内に整列し捧銃奏樂終て、奉遷使 太玉串二枝を執りて参進し、 御鑰を大床に安し畢て復 第二の鳥居外に列立 宮掌一員進み

> でいることでは、 ででは、 ででは、

し、絹垣を御階の前に寄せ奉るや、宮掌一員、瑞垣御門下行障絹垣及奉仕の主典宮掌、大床に參昇、一拜畢りて退下主典召立文を讀み上げ奉る、諸員、召立に隨ひ執物を受け通敷布を正宮階下より、假殿階下迄敷設す。通敷布を正宮階下より、假殿階下迄敷設す。

に於て鷄鳴を唱ふること三聲にして、秦遷使、御階前に進

みて、出御を申す三聲に及び、出御、

御幌を褰け、

左の順

1
写書
*

の東西に候すれば、祭主、

正權宮司、正權禰宜、次第に昇

伏し、儀仗兵捧銃奏樂す。 伏し、儀仗兵捧銃奏樂す。 伏し、儀仗兵捧銃奏樂す。 伏し、儀仗兵捧銃奏樂す。 伏し、儀仗兵捧銃奏樂す。 伏し、儀仗兵捧銃奏樂す。 伏し、儀仗兵捧銃奏樂す。 伏し、儀仗兵捧銃奏樂す。
--

衛せられて退出す。 本遷使階下の版に進みて祝詞を奏し畢りて復座すれば、宮司奉遷使所下の版に進みて祝詞を奏し事りて復座すれば、諸員奉拜すること八度、拍手すること兩端を附け、主典は御鑰を納むる由を申して、之を辛櫃に納め畢らて復座すれば、諸員奉拜すること八度、拍手すること兩端を附け、主典は御鑰を納むる由を申して、之を辛櫃に納め畢りて復座すれば、諸員奉廷の儀式畢るの旨を告げて復座し、諸衛せられて退出す。

進行し、假殿宮地、石階の下に到り、参道に整列して捧銃奏 渡御の際は、 御火 御鉾 御楯 御朝 御弓 菅御笠 祭主 絹がり 玉纒御太刀 奉遷使 雅樂師 正權宮司 御代(の肩當を懸け覆面手袋を着け左右に十員宛扈從す)神のし、絹垣を以て掩ひ奉り之を奉戴する正権禰宜は綿綾) 行障 掌典警驛 須加利御太刀一腰 金銅造御太刀二腰左右 滯なく、玄木の假御殿に渡御相成たれば、祭主正權宮 殿内に入り、 儀仗兵、 二枚左右 二竿左右 二腰左右 二張左右 一枚左右 一腰 風日祈宮御橋門外より前後を護衛して 權禰宜殿内を出で、 大床及御階に候し 二員 二員 二員 二員 二員 六員 二員 二員 一員. 一員

## 杉田の青色

るを得べし。梅花の名勝は國中此地を以て最とす。春色滿林は屏風浦村の大字たり。橫濱の南二里餘。海岸に沿ふて達す杉田は武藏國外良岐郡に在りて。もと杉田村と稱せしか。今

4

事

梅信を傳ふといふ。 ふ者甚だ多し。左に新編武藏風土記稿載する所の文を錄して の際は銀世界の觀あり。 浮動の暗香を趁ひ。横斜の疎影を訪

富岡の敷村皆富村に傚て梅林を闢き。年々梅實數百石を採て 此梅なべて單瓣の白花にて能實のれり。後々は中原根岸龍頭 數幾千株と云ことを知らず。其中元よりの老樹も多しと云。 に。土地の應せしにや皆能繁茂して梅林をなし。近き頃は其 梅花の賞今の如く盛ならず。年を逐ぶ多く種樹しゃて行ほど のてとなれば。六七十年前迄は畠の周廻にすべて竹籔ありて。 觀賞の遊客至るものは卽此所なり。初梅樹を種しは百餘年前 殊に梅樹を多く植て其子を採る。今江戸の人杉田梅とて花時 丁に餘る。土地多斥鹵なれば。穀類野蔬相應せざるをもて。 南は富岡村に接し。北は中原村に界か。東西南北皆其徑十二 は保土谷宿より金澤鎌倉に達する往來を隔て中里村に隣り。 惣檢地上改可△被□仰付。又鶴岡領五十貫文八良岐郡杉田之內宮豐前守三百貫文八良岐郡杉田云々。但杉田郷丑年之增分は 今此邊二十二箇村皆其地なりしといへり。又小田原役帳に間 古名に復せり。彼寺縁起に此地杉多し故に杉田の名起れり。 杉田は古名にて。妙法寺大寺なりし故中頃寺家と號し。 杉田村は東の方海濱にあり。正保元禄二圖は寺家村と記す。 と載たり。江戸日本橋より行程十二里。東は海岸に添ひ。西 もとてれ當村より起れるにより。都て杉田梅と

> ・らず。後の新田は資永九年志村多宮。明和四年辻源五郎改め 賞し。今は梅花の一名區となれり。民家百軒水田陸田相半し。 稱すれど。其味は當所の産に及ばずと云。されば花時には芳 御料所となり。安永七年に叉村内若干を割て稻葉某へ賜ひ。 しと云。ともに村の南よりにあり。御入國の後も間宮左衛門 の境を達す。村に係るてと二丁餘幅二三間。 條の道あり。其一金澤浦賀鎌倉の街道にて。當村と中里村と 土性は野土にて沙交れり。梅實の外漁獵を事とす。海鼠膓殊 香數里に及び景色でとに勝れたり。 稻葉遠江守。古川山城守知行入會の地なり。 文化十四年又少許の處を古川山城守に賜はり。今る御料の外 信繁が知行なりしに。寬保元年子孫左衛門信勝の時家廢して と云。三條の道は農夫作場往來の小徑なり。古の檢地は詳な に佳品にして。貢税の定數あり。 御用船及浦役を勤む村内四 文人往々雪霜を侵して遊 是古道なるべし

## 善悪居士の後裔

## 戶

往年一遊の際之を二三の村人に問ふ。皆云。罹災後不明なり 善惡居士の名は佐藤一齋の杉田觀梅記に因りて世に知らる。 れなりしか殆んど捜索に苦む。 とする年あり。後再過せしる夏時なりしかば。花ありし處は何 と然ども湮滅に歸せしむるは遺憾なれば。更に之を追訊せん 故に興味少ければ隨て追訪す

其事跡の端緒を得たれば。之を左に記載す。其確據詳細に至 ては他年の再探に讓ると云爾。明治四十二年三月七日旭軒迂 職山口氏弁に助右老人に就き。終に居士の後裔を訊問し。 る意も沮喪し匆々去れり。今玆觀梅の途次之を八幡神社の神 略

三十左右。其母は自ら云ふ。亡夫源左衛門七年前に物故せりの村家の背後に存す。其氏は荒井現戸主は義三郎と稱し。年善惡居士の家宅は東漸寺と八幡神社の中間の圃中に在て。他

き。母を呼び來る。老婆來り應答之を八ふす。日く實父源◆◆余其家に就き事跡を問へば。主人綯手を止め。余を爐邊に引 菜も亦客の賞味を博せりと。其世系は子母共に詳にする能は 善く客を遇す。或時は貴人等の來遊及留宿せるあり。 焚燒せり。抑々觀客を迎ひたるは村中我家を始とす。曾祖母 出したり。宅に埀絲梅の大樹及紅梅の古木ありしが。 收するに由なかりし。獨り神佛の部分及楣上の扁額のみ敷ひ れば皆客室に陳列し觀覽に供したりし際なるを以て。之を集 火災に罹り。所藏の書畵器什悉皆鳥有に歸せり。適々花時な は明治十二年八月十九日物故す。家は同十九年三月二十九日 同時に

祖なるべし。 右の婆言に據りて推考すれば。善惡居士の夫妻は現戶主の高 位牌等を檢せしに。文字年月消摩して之を明知

歲事

禮

するを得ず。惜哉。

の古名。 化壬申、二月「梅花第一場」と大書し。末に抱一暉眞書とありは高さ一寸許。或は長さ二寸許共に古雅なり。古扁額一は文 所あり。乃ち丁寧に保存すべきを諭す。二は右に梅花を畵き 酒井抱一は畵を以て鳴る書も亦佳なり。 今煤汚滿面且毀損の らんには或は其詳を得ん。後遊を期す。双古佛像二軀あり。 は妙法寺の檀徒の由なれば。寺に必過去牒あらん。就て觀た しとて書取の誤なられ盛り中田の畑の梅。とあり。 の八里垣」。又其次に俳諧庵蝠翁「香にむせび花はまはゆして 次に蓬萊亭洞院「十分にすぎ田の里の花さかり勻□かくる梅 仁王尊の隻はれの如きもの一軀あり。而して大は三寸許。小 可らず。按するに文政十年のもの或は翁媼の一ならん。翁家 月二十日とあり。文字不明の所多し。其上位のもの一切讀過す 側及背にも年月日を記せず。想ふに御佑筆甚之丞のものなる 一は釋奪一は不明。又四足馬の如く或は大の如きるの一頭。 べし。外に數名列記の者あり。第二位に妙淨□□文政十年□ 一尺許の單獨なる位牌には。 東漸寺の老杉に因み。元禄十七年より杉田と改むと 見了院殿月淨居士とのみあ 中田は杉田

衆人の蹂躪に遭ひ一穂を存せざりしと。 老婆云。此二三の像は災餘耕作の際鋤頭に觸れ拾得たるや なり。急遽の際散亂せしものゝ一なりと。 當時數段の麥圃や

**±**